

新潟市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第46号

新潟市契約規則の一部を改正する規則

新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「知つた日から」を「知つた日の翌日から起算して」に改める。

第31条第2項中「締結しようとする場合」を「締結しようとする場合及び同条例第3条の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分に係る契約を締結しようとする場合」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、契約書又は仮契約書に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、契約書又は仮契約書の作成及び交換を行つたものとみなす。

第46条の見出し中「及び工期の起算」を削り、同条第1項中「特に指定をしない」を「工事の着手の時期を指定しない」に、「契約書交換の日又は請書提出の日」を「契約書又は請書に記載する工期の始期」に改め、同条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1. この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（新潟市財務規則の一部改正）

2. 新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の5の項中「契約書」を「契約書（契約書に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたものを含む。以下同じ。）」に改める。